

○復興庁令第一号
厚生労働省

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年五月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 田村 憲久

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年^{内閣府}厚生労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第一条第一項第三号に」を「第一条第一項第四号に」に、「第一条第一項第三号、第八号イ、第九号ロ及び第十号ハ」を「第一条第一項第四号、第九号イ、第十号ロ、第十一号ロ及び第十二号ニ

」に改め、同条第二項中「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「同条第八号ロ及び第九号ロ」を「同条第九号ロ、第十号ロ及び第十一号ハ」に改める。

附 則

この命令は、薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百三号）の施行の日（平成二十六年六月十二日）から施行する。